

●低公害車の導入に対する融資制度(平成24年度)

| (1) (株)日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資 | |
|-------------------------------|--|
| 融資対象 | 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)第2条第3号に定める中小企業者であつて、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者 |
| 内容 | <p>① 自動車NOx・PM法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM低減装置の装着 (自動車NOx・PM法対策地域内) : 4億円を限度として特別利率② (自動車NOx・PM法対策地域外) : 4億円を限度として特別利率① 4億円超は基準利率</p> <p>・担保特例制度を利用する場合には、平成25年3月31日までに貸付契約を行うものに限りに、同制度に基づき加算する利率から0.4%(ただし、同制度に基づき加算する利率を上限とする。)を控除する。</p> <p>② 低公害車の取得 : 4億円までは特別利率①又は②。4億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。)</p> <p>③ ポスト新長期規制適合車の取得 : 4億円までは特別利率②。4億円超は基準利率。</p> <p>④ 第3次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得 : 4億円までは特別利率②、③又は基準利率。4億円超は基準利率。</p> <p>・第3次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械 : 特別利率② ・19kW以上130kW未満の出力帯の特定特殊自動車 : 特別利率② ・130kW以上560kW未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011年基準に適合するもの : 特別利率③ ・特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成25年3月31日までに貸付契約を行うものに限りに、0.4%を控除する(ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。)</p> <p>※貸付限度額 : 7億2,000万円(直接貸付)、1億2,000万円(代理貸付)</p> |
| 問合せ先 | <p>・相談センター 電話 : 0120-154-505</p> <p>・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/c/jpn/bussiness/nw/index.html</p> |

| (2) (株)日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資 | |
|-------------------------------|--|
| 融資対象 | 環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者 |
| 内容 | <p>① 自動車NOx・PM法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM低減装置の装着 (自動車NOx・PM法対策地域内) : 特利C (自動車NOx・PM法対策地域外) : 特利A 信用保証協会の保証が利用可能(別途、信用保証協会の審査あり)</p> <p>② 低公害車の取得 : 特利B 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備(電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。)</p> <p>③ ポスト新長期規制適合車の取得 : 特利B</p> <p>④ 第3次排出ガス対策型建設機械、「低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得 : 特利B、C又は基準利率</p> <p>・第3次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械 : 特利B ・19kW以上130kW未満の出力帯の特定特殊自動車 : 特利B ・130kW以上560kW未満の出力帯の特定特殊自動車で、軽油を燃料とし、2011年基準に適合するもの : 特利C</p> <p>※貸付限度額 : 7,200万円</p> |
| 問合せ先 | <p>・事業資金相談専用ダイヤル 電話 : 0120-154-505</p> <p>・こくきんビジネスサポートプラザ東京 電話 : 03-3342-3831</p> <p>・こくきんビジネスサポートプラザ名古屋 電話 : 052-561-6316</p> <p>・こくきんビジネスサポートプラザ大阪 電話 : 06-6315-0312</p> <p>・こくきん創業支援センター http://www.jfc.go.jp/k/sinkikaigyoutai/center/index.html</p> |